

(一財)北九州市教職員互助会

宿泊補助が変わります

令和4年度（R4.4.1 宿泊分）より

事前申請
不要

国内外
宿泊施設全般
OK

補助額（上限）
4,000円
年度内1回限り

● 新しい宿泊補助の流れ ●



宿泊施設に宿泊



↓
所定の請求書に領収書を添付し市互助会へ提出

↓
市互助会から補助額を請求者の口座へ振込



現行の「宿泊補助利用券」は令和4年3月31日宿泊分をもって廃止となります。

(一財)北九州市教職員互助会

令和4年度からの宿泊施設利用補助事業

(令和4年4月1日宿泊分より対象)

1. 対 象

会員が宿泊施設を宿泊利用し宿泊費を支払ったとき

※国内外の宿泊施設全般（パッケージツアーでの利用も含む）が対象

2. 補 助 額

4,000円上限 年度内（4/1～3/31 宿泊）1回限り

※領収書記載の金額（助成金、ポイント等による支払部分を差引後の金額）が4,000円以上の場合は4,000円、4,000円未満の場合はその金額を補助。

※請求金額は同一年度内の複数の宿泊の合算でも可。（各領収書を添付）

3. 請求方法

「宿泊施設利用補助金請求書」に領収書を添付し市互助会へ請求。

※請求は会員単位。

※請求書様式は令和4年4月以降に市互助会ホームページより取得可。

<領収書の要件>

- ・原本であること
- ・宛名が請求者本人のフルネームであること
- ・但書に「宿泊代」「宿泊費」等、宿泊が確認できる文言が記載されていること。（記載がない場合は、明細書や行程表など宿泊の事実のわかる書類を添付）

4. 請求期間

当年度（4月1日～3月31日）宿泊分を、翌年度4月15日までに請求

5. 補助対象外となるケース

- ・公務出張による宿泊
- ・機内泊・船中泊など宿泊施設を利用しないとき
- ・宿泊を伴わない利用
- ・領収書の宛名が請求者本人以外の宛名や会社・団体名のとき

6. お問い合わせ先

一般財団法人 北九州市教職員互助会 電話093-941-5897